

がんばれ太田、ふるさと応援寄附金にいたやま教育応援分交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がんばれ太田、ふるさと応援寄附金にいたやま教育応援分として寄附された寄附金（以下「にいたやま教育応援分寄附金」という。）を原資として、良好な教育環境の整備、各学校の特色を生かした教育の実践等を支援することを目的として、がんばれ太田、ふるさと応援寄附金にいたやま教育応援分交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付金の交付の対象となる学校（以下「交付対象校」という。）は、学校法人太田国際学園 ぐんま国際アカデミーとする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、交付対象校ごとに、交付金を交付する年度の前々年度の3月から前年度の2月までに収納したにいたやま教育応援分寄附金の額のうち、寄附者が応援したい学校として指定した当該交付対象校に係る額のそれぞれ100分の95以内の額とする。この場合において、交付対象校に交付する交付金の額以外の当該にいたやま教育応援分寄附金の額については、市が実施する教育振興事業に充当するものとする。

2 交付金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付見込み額の通知)

第4条 市長は、毎年度3月に、前年度の3月から当該年度の2月までに収納したにいたやま教育応援分寄附金の状況を取りまとめ、交付対象校に対し、翌年度における交付金の交付見込み額を通知するものとする。

(申請書等)

第5条 前条の規定による通知を受けた交付対象校は、当該交付金の交付を受けようとするときは、速やかに、太田ふるさと応援寄附金にいたやま教育応援分交付金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）及び交付金の交付を受けて行う事業（以下「交付対象事業」という。）に係る事業計画書を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、交付申請書及び事業計画書の提出があったときは、審査の上、交付金の交付の可否を決定する。

2 市長は、交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、太田ふるさと応援寄附金にいたやま教育応援分交付金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付対象校に通知するものとする。

- 3 市長は、交付決定をするに当たり、交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付金の交付)

第7条 交付対象校が交付決定された交付金の交付を受けようとするときは、交付対象事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する年の会計年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、太田ふるさと応援寄附金にいたやま教育応援分交付事業実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定を受けた交付対象校は、交付対象事業の性質により市長が特に必要と認めたときは、交付対象事業の施行前又は施行の途中においても交付金の交付を請求することができる。この場合においては、太田ふるさと応援寄附金にいたやま教育応援分交付金概算払請求書(様式第4号)に必要書類を添えて市長に提出しその交付を受けることとし、交付対象事業の完了した後に実績報告書を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付対象校が交付金を交付対象事業以外の用途に使用し、又は交付対象事業の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第9条 前条の規定により交付決定が取り消された場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、当該交付対象校は、当該交付金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前のがんばれ太田、ふるさと応援寄附金にいたやま教育応援分交付金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づき、がんばれ

太田、ふるさと応援寄附金にいたやま教育応援分として寄附された寄附金の寄附者が、旧要綱第2条第1号に掲げる学校を指定したがんばれ太田、ふるさと応援寄附金にいたやま教育応援分交付金については、なお従前の例による。